

会員に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人産業安全技術協会定款（以下、「定款」という。）の第6条、第7条及び第9条に基づき、この法人の正会員の入会及び退会、並びに会費等に関する必要な事項を定める。

(入会及び退会の手続き)

第2条 この法人の正会員として入会しようとする団体(法人)又は個人は、様式1の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 正会員が退会しようとするときは、様式2の退会届を会長に提出しなければならない。

(正会員の承認)

第3条 前2条に規定する団体(法人)又は個人は、理事会の承認を得て、この法人の正会員となることができる。

(会費及び入会金)

第4条 正会員は、入会するときに入会金 30,000 円並びに年会費 1 口 28,000 円を、以後退会まで毎年度、年会費として納入しなければならない。

(会費等の納入)

第5条 入会金は、入会時に、年会費は、全額を毎年5月末日までに納入しなければならない。ただし、5月末日及び10月末日までに半額に分納して納入することができる。

2 年度の後期に入会した正会員のその年度の年会費は、第4条に定める年会費の半額を入会と同時に納入するものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する定期刊行物(増刊号を含む)の無料配付
- (2) メールアドレスへの登録によるメールによる安全衛生技術情報の無料受信
- (3) この法人が刊行する出版物及び技術資料等の割引料金による購入
- (4) この法人が主催、共催する技術講習会、研修会等の割引料金による参加
- (5) その他、会長が認めた会員への技術サービス

(会費の使途)

第7条 第4条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、昭和45年2月20日から施行する。
2. 昭和49年5月20日 一部改正。
3. 平成14年4月1日 一部改正。
4. 平成23年4月1日 一部改正。

様式 1

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

このたび貴協会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会を申し込みます。

記

会 社 名 (※ 事業場名)	
所 在 地	(〒 -)
代 表 者 名	(役職) (氏名)
主 たる 事 業	
入 会 金	金 額 30,000円
会 費 口 数	_____ 口 ・ 金 額 _____ 円 (年間 1 口 28,000円)
連絡者所属職氏名	(所属部署・職名) (氏 名) (電 話) (F A X) ※(E-mail)

- (1) 入会申込は、事業場単位となっておりますので本社名で入会した場合は、本社のみが会員で、地域を異にして所在する工場、支店、研究所等は会員の取扱になりません。このような場合には、工場、支店等は別々に入会することとなります。
- (2) E-mail は、当協会から皆様への情報サービス以外の目的に使用することはありません。

様式 2

平成 年 月 日

退 会 届

公益社団法人 産業安全技術協会長 殿

(代表者) 会社名
 所属名
 住 所
 氏 名

のため、平成 年 月 日をもって退会いたします。

以上。

(担当者) 所属名
 氏 名